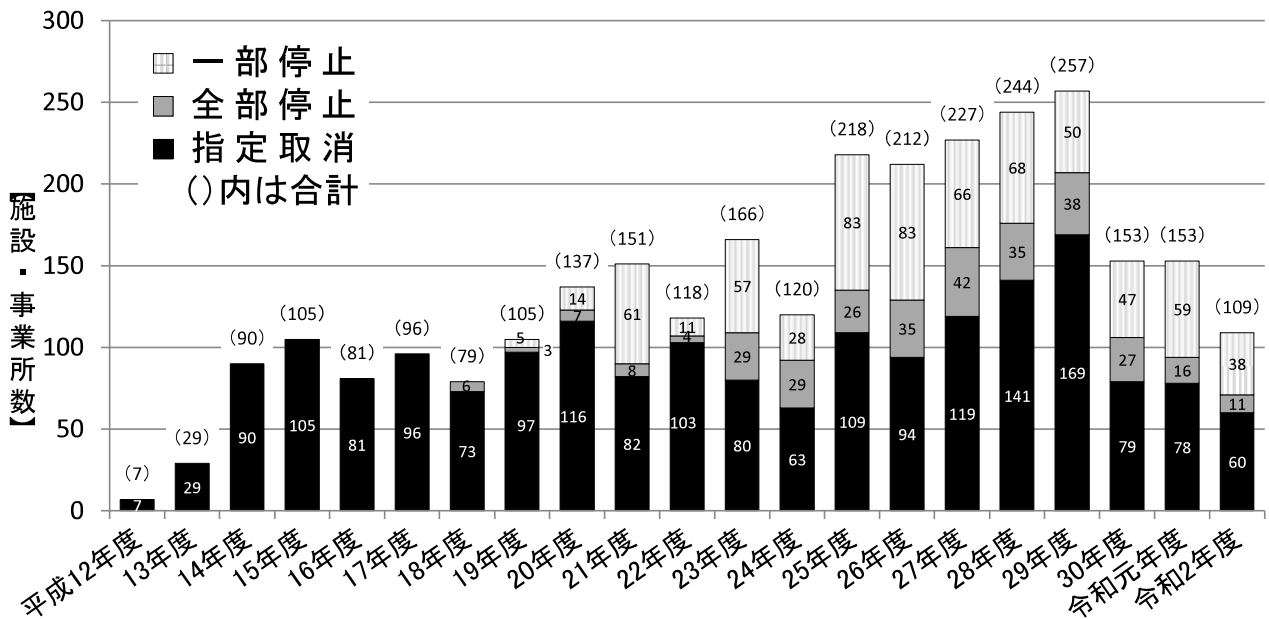


# 1. 指定取消・効力の停止処分のあった介護保険施設・事業所等内訳【年度別】(平成12年度～令和2年度)

(図1)

指定取消・効力の停止処分のあった施設・事業所数(合計): 2, 857事業所

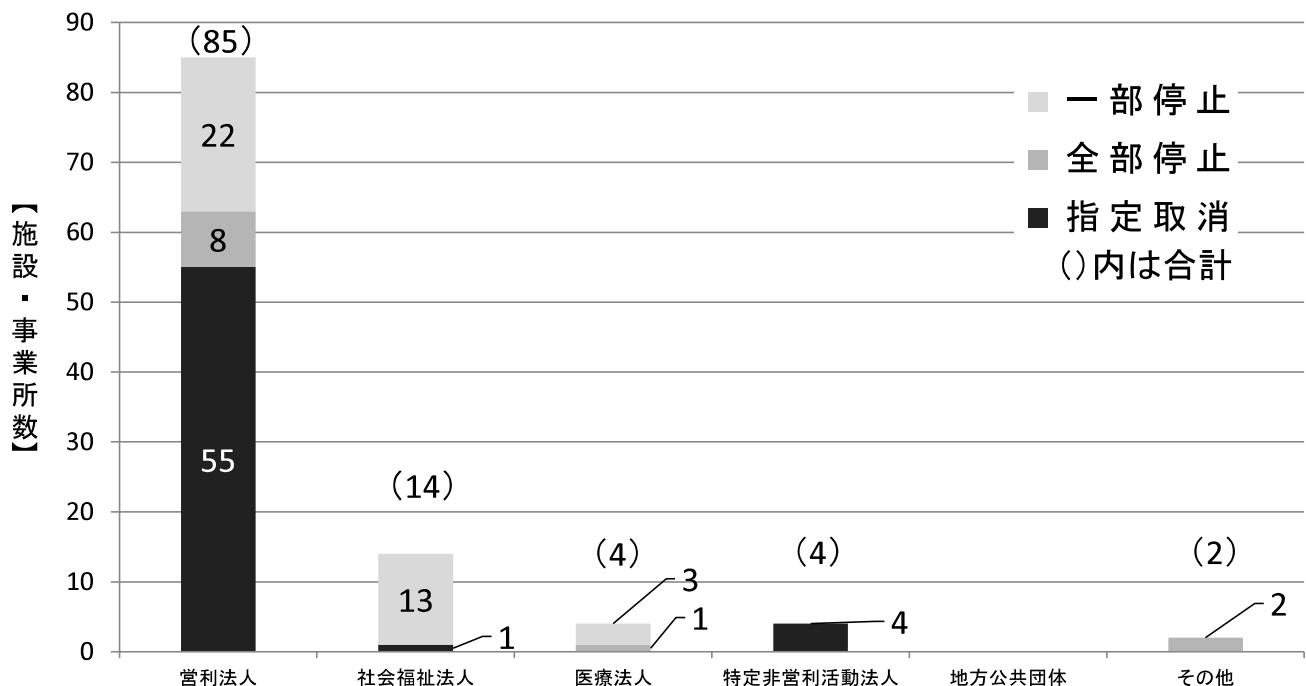


注：1) 件数には、聴聞通知後に廃止届が提出された事業所数を含む。  
 2) 平成27年度以降には、介護予防・日常生活支援総合事業における指定の事業所を含む。  
 3) 効力の停止処分は、平成18年度から施行された。

# 2. 指定取消・効力の停止処分のあった介護保険施設・事業所等内訳【法人種別】(令和2年度)

(図2)

指定取消・効力の停止処分のあった施設・事業所数(合計): 109事業所

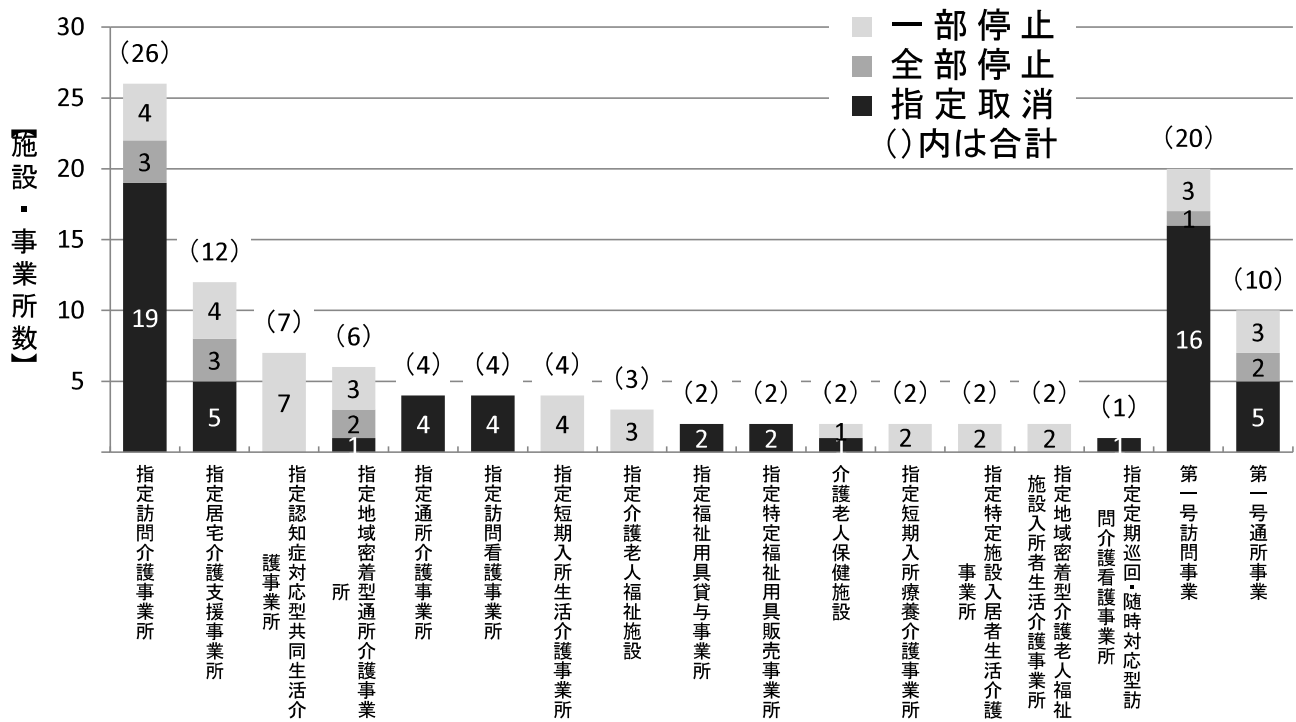


注：件数には、聴聞通知後に廃止届が提出された事業所数を含む。

### 3. 指定取消・効力の停止処分のあった介護保険施設・事業所等内訳【サービス別】(令和2年度)

(図3)

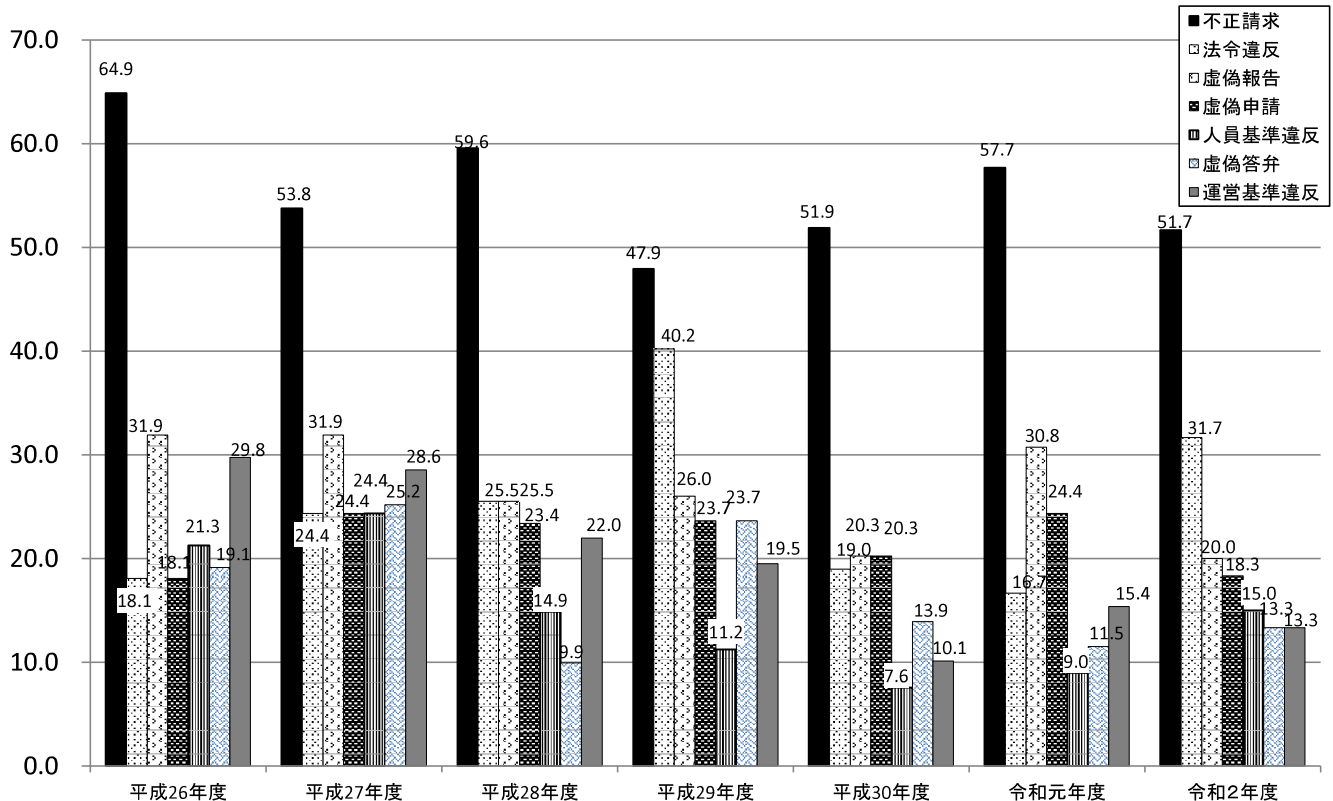
指定取消・効力の停止処分のあった施設・事業所数(合計): 109事業所



注: 1) 各サービス毎の件数には、介護予防サービス分を含む。  
2) 件数には、聴聞通知後に廃止届が提出された事業所数を含む。

### 4. 主な指定取消事由の年次推移 (平成26年度～令和2年度)

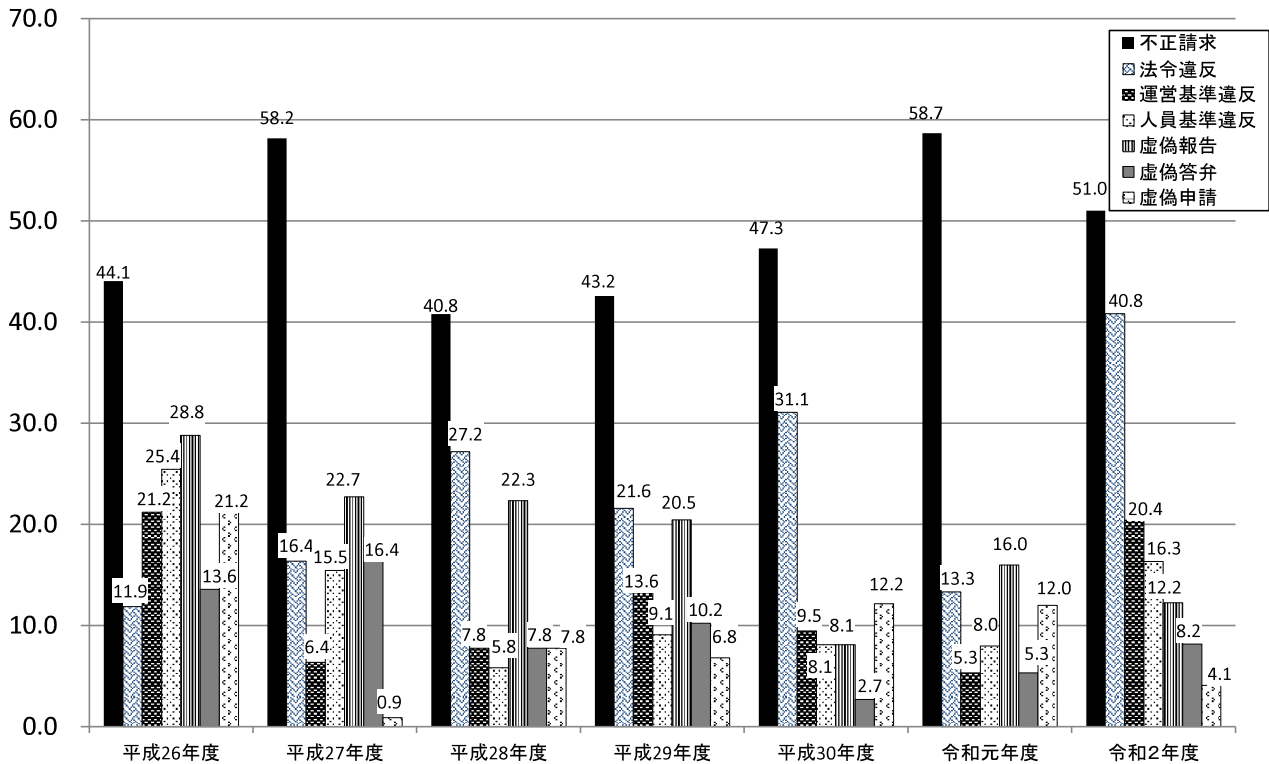
(図4)



注: 1) 各年度の指定取消件数を100としたときの割合である。  
2) 件数には、聴聞通知後に廃止届が提出された事業所数を含む。  
3) 平成27年度以降の件数には、介護予防・日常生活支援総合事業における指定の事業所を含む。

## 5. 主な指定の効力の停止事由の年次推移 (平成26年度～令和2年度)

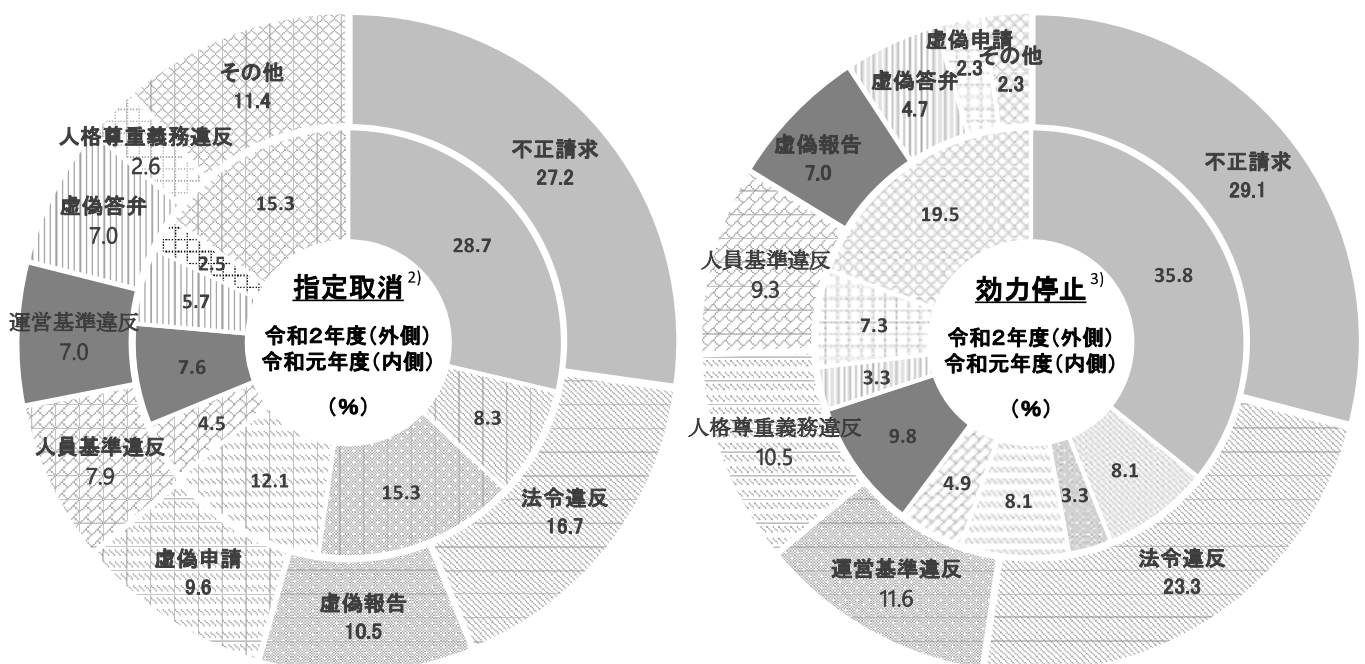
(図5)



- 注：1) 各年度の指定の効力の停止件数を100としたときの割合である。  
 2) 指定の効力の停止件数は、一部と全部を合算した値である。  
 3) 件数には、聴聞通知後に廃止届が提出された事業所数を含む。  
 4) 平成27年度以降の件数には、介護予防・日常生活支援総合事業における指定の事業所を含む。

## 6. 指定の取消事由・指定の効力の停止事由 (令和元年度・2年度)

(図6)



- 注：1) 指定取消・効力の停止における各年度の処分事由の合計を100としたときの割合である。  
 2) 指定取消には、聴聞通知後に廃止届が提出された事業所数を含む。  
 3) 効力停止は、指定の効力の一部停止と全部停止を合算したものである。

## 7. 指定取消事由の状況(令和2年度)

(図7)

介護サービスの種類	指定取消件数	処分事由(複数回答)									
		人員について、厚生労働省令で定める基準を満たすことができなかった	設備及び運営に関する基準に従った、適切な運営ができなくなった	要介護者の人格を尊重する義務に違反した	介護給付費の請求に関して不正があった	帳簿書類の提出命令等に従わず、又は虚偽の報告をした	質問に対し虚偽の答弁をし、又は検査を拒み、妨げた	不正の手段により指定を受けた	介護保険法その他保健医療若しくは福祉に関する法律に基づく命令に違反した	その他	
		(根拠条文例) 第77条第1項									
		第3号	第4号	第5号	第6号	第7号	第8号	第9号	第10号	左記以外	
指定訪問介護事業所	(19)	4	6	2	15	8	6	-	3	2	
指定訪問看護事業所	(2)	-	-	-	1	-	-	1	-	-	
指定通所介護事業所	(4)	1	-	-	3	-	1	3	-	1	
指定福祉用具貸与事業所	(1)	-	-	-	-	-	-	1	-	-	
指定特定福祉用具販売事業所	(1)	-	-	-	-	-	-	1	-	-	
介護老人保健施設	(1)	-	-	-	1	-	-	-	-	1	
指定介護予防訪問看護事業所	(2)	-	-	-	-	-	-	1	-	1	
指定介護予防福祉用具貸与事業所	(1)	-	-	-	-	-	-	1	-	-	
指定特定介護予防福祉用具販売事業所	(1)	-	-	-	-	-	-	1	-	-	
指定居宅介護支援事業所	(5)	1	1	1	4	2	-	-	-	3	
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	(1)	1	1	-	1	1	-	-	-	-	
指定地域密着型通所介護事業所	(1)	1	-	-	-	-	-	1	-	1	
第1号訪問事業	(16)	-	-	-	6	1	1	-	12	3	
第1号通所事業	(5)	1	-	-	-	-	-	1	4	1	
合計	(60)	9	8	3	31	12	8	11	19	13	

- 注：1) ( )内は令和2年度に指定取消処分を受けた事業所件数である。  
 2) 件数には、聴聞通知後に廃止届が提出された事業所数を含む。  
 3) 複数の指定取消事由が該当する事業所については、各指定取消事由ごとに計上されるため、指定取消件数と各指定取消事由の合計は一致しない。

## 8. 指定の効力の停止事由の状況(令和2年度)

(図8)

介護サービスの種類	指定の効力の停止件数	処分事由(複数回答)																	
		人員について、厚生労働省令で定める基準を満たすことができなかった	設備及び運営に関する基準に従った、適切な運営ができなくなった	要介護者の人格を尊重する義務に違反した	介護給付費の請求に関して不正があった	帳簿書類の提出命令等に従わず、又は虚偽の報告をした	質問に対し虚偽の答弁をし、又は検査を拒み、妨げた	不正の手段により指定を受けた	介護保険法その他保健医療若しくは福祉に関する法律に基づく命令に違反した	その他									
		(根拠条文例) 第77条第1項																	
		第3号	第4号	第5号	第6号	第7号	第8号	第9号	第10号	左記以外									
		一部	全部	一部	全部	一部	全部	一部	全部	一部	全部	一部	全部	一部	全部	一部	全部	一部	全部
指定訪問介護事業所	(4)(3)	1	-	1	-	1	-	2	2	1	1	1	1	-	-	2	1	-	1
指定短期入所生活介護事業所	(2)(0)	-	-	1	-	1	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
指定短期入所療養介護事業所	(1)(0)	1	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
指定特定施設入居者生活介護事業所	(1)(0)	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
指定介護老人福祉施設	(3)(0)	-	-	-	-	2	-	1	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-
介護老人保健施設	(1)(0)	1	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
指定介護予防短期入所生活介護事業所	(2)(0)	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-
指定介護予防短期入所療養介護事業所	(1)(0)	1	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
指定介護予防特定施設入居者生活介護事業所	(1)(0)	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
指定居宅介護支援事業所	(4)(3)	-	-	3	-	-	-	3	2	1	-	-	-	-	-	-	1	-	1
指定認知症対応型共同生活介護事業所	(4)(0)	-	-	1	-	4	-	1	-	-	-	1	-	-	-	-	2	-	-
指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業所	(2)(0)	1	-	1	-	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
指定地域密着型通所介護事業所	(3)(2)	2	1	2	1	-	-	1	2	2	-	-	-	1	-	-	1	-	-
指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所	(3)(0)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3	-	-
第1号訪問事業	(3)(1)	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	3	1	-
第1号通所事業	(3)(2)	-	-	-	-	-	-	-	1	1	-	-	-	-	1	-	3	2	-
合計	(38)(11)	7	1	9	1	9	-	17	8	5	1	3	1	2	-	14	6	-	2

- 注：1) ( )内は令和2年度に指定の効力の停止処分を受けた事業所件数である。  
 2) 複数の効力の停止事由が該当する事業所については、各停止事由ごとに計上されるため、停止件数と各停止事由の合計は一致しない。